

地域・職域保健 連携推進事業について

地域・職域連携推進会議設置等地域職域連携推進の根拠法

健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針 (平成16年度厚生労働省告示第242号)

第六 その他地域保健対策の推進に関する重要事項

7 地方公共団体、健康増進事業実施者、医療機関その他の関係者は、健康診査の結果の通知等の実施に関し、健康づくり対策、介護予防及び産業保健等の各分野における対策並びに医療保険の保険者が実施する対策を講じるために、相互の連携(以下「地域・職域の連携」という。)を図ること。

地域・職域の連携の推進に当たり、健康診査の結果等に関する情報(以下「健診結果等情報」という。)の継続、栄養指導その他の保健指導の実施の委託先に関する情報の共有など健康診査の実施、栄養指導その他の保健指導の実施等に係る資源の有効活用、自助努力では充実した健康増進事業の提供が困難な健康増進事業実施者への支援等の観点から有益であるため、関係機関等から構成される協議会等を設置すること。この場合、広域的な観点で地域・職域の連携を推進するため都道府県単位で関係機関等から構成される協議会等を設置するとともに、より地域の特性を生かす観点から、地域単位(保健所の所管区域等)においても関係機関等から構成される協議会等を設置するよう努めること。なお、関係機関等から構成される協議会等が既に設置されている場合は、その活用を行うこと。

協議会等の事業については、参考として次に掲げるものが考えられる。

(一) 都道府県単位

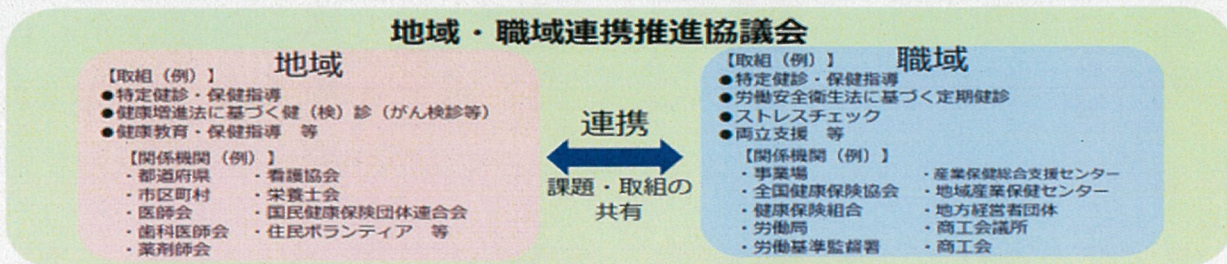
- イ 情報の交換及び分析
- ロ 都道府県における健康課題の明確化
- ハ 各種事業の共同実施及び連携
- ニ 研修会の共同実施
- ホ 各種施設等の相互活用
- ヘ その他保健事業の推進に必要な事項

(二) 地域単位

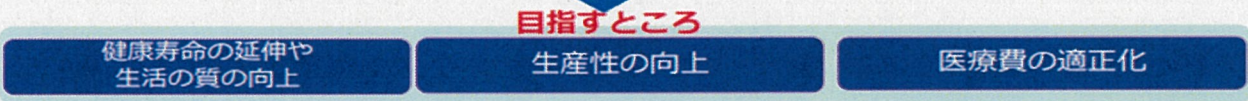
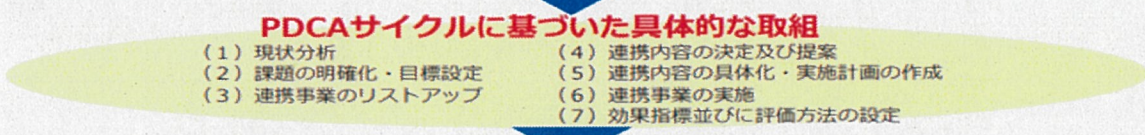
- イ 情報の交換及び分析
- ロ 地域における健康課題の明確化
- ハ 保健事業の共同実施及び相互活用
- ニ 健康教育等への講師派遣
- ホ 個別の事例での連携
- ヘ その他保健事業の推進に必要な事項

なお、協議会等の開催に当たっては、「**地域・職域連携推進ガイドライン**」(令和元年九月これからの地域・職域連携推進の在り方に関する検討会取りまとめ)を活用すること。

地域・職域連携推進事業の意義



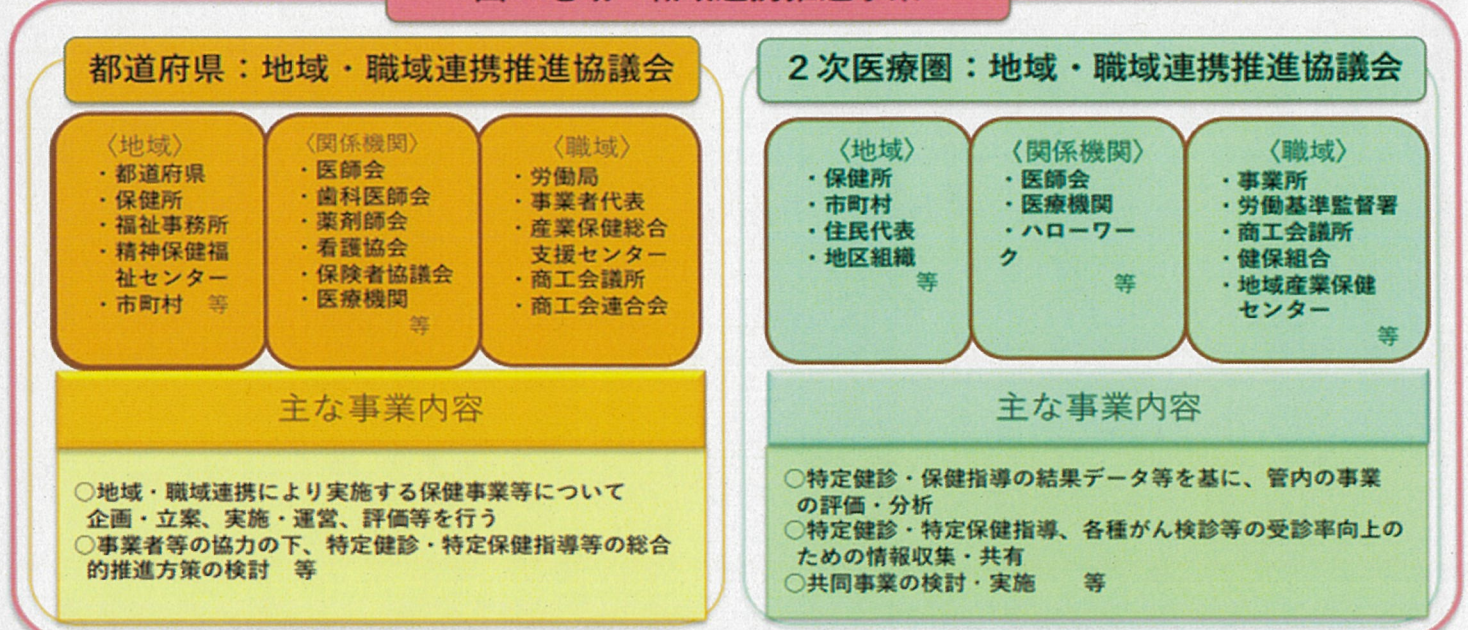
- 地域・職域連携のメリットの共通認識**
- 1) 効果的・効率的な保健事業の実施**
 - (1) 地域及び職域が保有する健康に関する情報を共有・活用することにより、地域全体の健康課題をより明確に把握することが可能となる。
 - (2) 保健サービスの量的な拡大により対象者が自分に合ったサービスを選択し、受けることができる。
 - (3) 保健サービスのアプローチルートの拡大に繋がり、対象者が保健サービスにアクセスしやすくなる。
 - (4) 地域・職域で提供する保健サービスの方向性の一致を図ることが可能となる。
 - 2) これまで支援が不十分だった層への対応**
 - (1) 働き方の変化やライフイベント等に柔軟に対応できる体制の構築により、生涯を通じた継続的な健康支援を実施することが可能となる。
 - (2) 被扶養者等既存の制度では対応が十分ではない層へのアプローチが可能となる。
 - (3) 小規模事業場(自営業者等も含む)等へのアプローチが可能となり、労働者の健康保持増進が図られる。



出典：令和6年度地域・職域連携推進関係者会議資料

地域保健と職域保健の連携（以下「地域・職域連携」という。）により、健康づくりのための健康情報の共有のみならず、保健事業を共同実施するとともに、保健事業の実施に要する社会資源を相互に有効活用し、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備することを目的とする。

国：地域・職域連携推進事業




出典：令和6年度地域・職域連携推進関係者会議資料（抜粋）

健康おかやま21推進会議 (岡山県：地域・職域連携推進協議会)

【協議事項】

- ・ 地域・職域の幅広い関係機関・団体等と十分な連携を図り、効果的な健康づくり事業を推進すること。
- ・ 県民に対する健康づくり運動の普及啓発活動に関すること。
- ・ 「健康おかやま21」の進捗状況の把握と評価に関すること。
- ・ 受動喫煙防止対策の推進に関すること。
- ・ 地域・職域保健連携による保健事業の企画、実施及び評価に関すること。

 例) おかやま健康づくりアワード、健康おかやま21協賛事業等での取組の共有

地域・職域保健連携推進事業 (2次医療圏：地域・職域連携協議会)

【事業内容】

- ・ 保健所管内の地域・職域連携に関わる連携機関の代表者等で構成し、地域・職域保健連携推進協議会を設置。
- ・ 地域における関係機関への情報提供と連絡調整、健康に関する情報収集、ニーズの把握等を行い、健康課題を特定し、地域特性に応じた健康課題の解決に必要な連携事業の計画・実施・評価を行う。

令和6年度 事業計画

地域・職域推進協議会 連絡会等の 開催計画保健所（支所）	地域・職域連携事業の 開催計画保健所（支所）
6 保健所（支所）	7 保健所（支所） 例：商工会及び事業所等を対象とした生活習慣病予防の出前講座の実施 衛生管理者研修会での講演

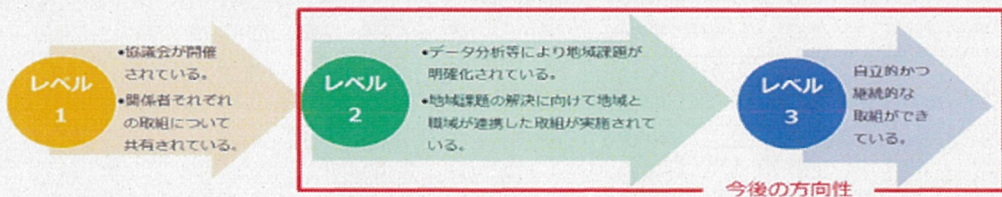
都道府県協議会・2次医療圏協議会の役割

都道府県協議会

- 地域及び職域保健の**広域的観点**での連携により体制整備を図る。
- 都道府県における健康課題を明確化し、管内全体の目標、実施方針、連携推進方策を協議すること等により、管内の関係者による**連携事業の計画・実施・評価の推進的役割**を担う。
- 関係団体の連絡調整、教材や社会資源の共有を行う。
- 地域・職域における保健事業担当者の資質向上を図るための**研修会**を実施する。

二次医療圏協議会

- 地域特性に応じた協力体制による**継続的な健康管理**が可能となるよう体制を構築する。
- **具体的な取組の実施**にまでつなげていくことを目的とする。
- 関係機関への**情報提供と連絡調整**や健康に関する情報収集、ニーズ把握等を行い、二次医療圏特有の健康課題を特定し、**地域特性を活かした健康課題の解決に必要な連携事業の計画・実施・評価等**を行う。



出典：令和6年度地域・職域連携推進関係者会議資料（抜粋）

今後の取組

関係団体等の取組の共有

【目的】 関係団体等の取組を共有し、取組の横展開や地域・職域連携の推進につなげる。

【方法】 事務局から各関係団体等へ取組内容の情報提供を依頼取りまとめ結果を関係団体等へ共有するとともに、県HP等で紹介